平成２２年（フ）第２１３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲929番地イ
債務者　田中　理恵（旧姓北迫）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲474番地２　コーポクニ106号
債務者　岩永　和宏
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３号
佐賀県武雄市北方町大字大崎1585番地46
債務者　円城寺和行
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第７号
佐賀県西松浦郡有田町原明甲2132番地２
債務者　重富　治男
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４３号
福岡県大牟田市大黒町１丁目36番地15
債務者　吉田　和浩
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１４４号
福岡県大牟田市東新町１丁目５番地４　カルミアハウス305号
債務者　尾崎　直美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５号
福岡県大牟田市中島町６番地６
債務者　木村ひろ子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３２９号
北海道苫小牧市字沼ノ端649番地の８　弘栄マンション102号
債務者　池田　　拓
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５号
北海道苫小牧市澄川町３丁目３番26号
債務者　佐藤　美詠
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２号
北海道苫小牧市双葉町２丁目７番10号　豊荘
債務者　胡桑野万次郎
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第８０１号
千葉県松戸市五香４丁目57番地の12
債務者　佐々木正子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８０２号
千葉県松戸市五香４丁目57番地の12
債務者　佐々木美由紀
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２号
埼玉県草加市谷塚町265番地23　カエデハイツ203号
債務者　鈴木　尚子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６０号
千葉県松戸市稔台１丁目11番地の31　深沢ビル301号
債務者　松本　明子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１号
福井県小浜市飯盛第27号34番地の１
債務者　飯尾　照正
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第３７６号
長野県塩尻市大字広丘吉田９番地４　コーポ手塚201
債務者　藤井　睦子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１７号
長野県松本市大字和田3213番地５
債務者　岩垂　　清
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３２号
長野県大町市常盤5846番地、住民票上の住所長野県安曇野市堀金烏川1716番地１
債務者　横山　靖晃
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
長野地方裁判所松本支部